

埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第二十六条、同法施行令第二十七条に規定される請負代金額が四千万円（建築一式工事にあっては八千万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条で定める工事は、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が十キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

- 2 兼務可能となる対象の工事は建設業法施行令第二十七条第1項に規定される建設工事とする。
- 3 本条第1項の施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が十キロメートル程度とは、現場間の直線距離で十.〇キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は二件とする。ただし、建設業法施行令第二十七条第2項に規定される密接な関係のある二以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあってはこの限りではない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に次号に定める書類を提出するものとする。

- 一 専任を要する主任技術者の兼務届出書（様式）
- 2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号とする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事。
- 二 埼玉県共同企業体取扱要綱及び埼玉県特定建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要綱共同企業体による工事。
- 三 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事

附 則

この要領は、平成25年3月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月20日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日以降の工事に適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から適用され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。